令和８年度　兵庫県会計年度任用職員
中央こども家庭センター採用選考案内

受付期間　随時
※採用人数に達し次第募集を締め切ります。
試 験 日　申込受付者に別途ご連絡します。
任用期間　直近の月初め～令和９年３月 31 日（水）
勤務場所　兵庫県中央こども家庭センター（明石市北王子町 13 番 5 号）

１　募集職種、採用予定人員等

募集NO	職　名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態	備考
~~1~~	~~児童福祉対策推進員~~	~~1人~~	~~児童虐待・リスク評価に必要な情報収集、市町が行う児童相談への助言指導補助業務~~	~~「２受験資格」と同じ※児童福祉司任用資格を有する者~~	~~週29時間（原則 ７時間15分×週４日）~~	
2	一時保護事務員	1人	一時保護児童の監護、行動観察等にかかる業務（類似の業務経験があれば望ましい）※教育・保育機関、児童施設等での業務経験等	「２受験資格」と同じ※保育士資格を有する者、大学で心理学、教育学及び社会学を専修した者、教員免許を所持している者又は３年以上児童福祉事業に従事した者	週35時間（原則７時間×週５日）若しくは週29時間（原則 ７時間15分×週４日）	夜勤あり土日祝日勤務あり
3	庶務・用務嘱託	1人	衣類・シーツ等の洗濯、施設の清掃、物品の整理等	「２受験資格」と同じ	週29時間（原則 ７時間15分×週４日）	土日祝日勤務あり
4	庶務・用務嘱託	1人	衣類・シーツ等の洗濯、施設の清掃、物品の整理等	「２受験資格」と同じ	週15時間（原則 ５時間×週３日）	土日祝日勤務あり
~~5~~	~~教育連携推進員~~	~~1人~~	~~一時保護児童のオンライン授業実施にかかる各学校との調整事務（教員としての実務経験があれば望ましい）~~	~~「２受験資格」と同じ※教員資格を有する者かつ 10 年以上の教員経験を有する者~~	~~週29時間（原則 ７時間15分×週４日）~~	

（注）採用予定人員は、今後変更する場合があります。

２　受験資格

(1) 令和８年４月１日現在で１８歳以上の方（年齢の上限はなし）

(2) 任用の日に中央こども家庭センターに勤務可能な方

(3) 地方公務員法第１６条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

(4) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を理由とするもの以外)

(5) Word、Excel 等のパソコン操作ができる方

(6) その他、希望する職務に必要な資格、能力等を有する方

３　選考方法

(1) 選考方法

所定の応募書類及び面接試験による選考

(2) 日　時

申込受付者に別途ご連絡します。

※面接試験は応募書類による審査を通過した方に実施します。

(3) 場　所

兵庫県中央こども家庭センター

〒673－0021　明石市北王子町 13 番５号　TEL:078-923-9966

４　申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真貼付)を提出してください。

なお、応募書類は、Ａ４縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

兵庫県中央こども家庭センター　大下宛（住所同上）

［℡:078-923-9966 ］

※ 応募書類による審査を通過した方には、試験日時・会場等を電話にて連絡いたします。

５　合格発表

郵送若しくは電話にて結果を通知いたします。

６　任用期間

直近の月初め～令和９年３月 31 日（採用された年度の末日）までです。

（勤務実績に基づく能力実証等により、４回を上限に再度の任用を行う場合があります。）

７　勤務条件等

(1) 基本報酬（地域手当に相当する報酬を含む）

募集NO	職　名	基本報酬	加算報酬（定額分）
~~1~~	~~児童福祉対策推進員~~	~~169,100 円～192,300 円/週４日~~	~~15,200 円/月~~
2	一時保護事務員	234,700 円～246,100 円/週５日　等	19,000 円/月　等
3	庶務・用務嘱託	162,200 円～170,400 円/週４日	－
4	庶務・用務嘱託	83,900 円～88,100 円/週３日	－

~~5~~	~~教育連携推進員~~	~~194,500円～214,200円/週4日~~	―

※報酬額の算定は、国、地方公共団体等公共的団体の職歴により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定をうけて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

(3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.65 月（6月期 2.325 月、12 月期 2.325 月（在職期間・勤務状況に応じた割り落としあり））※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週 15 時間 30 分以上の方が対象

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

上記1表中の「勤務形態」欄参照

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険　※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第 22 条第1項及び第 22 条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

8　その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。

(3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(4) パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。